

<修繕>

鴨居老人福祉センター加圧給水ポンプユニット交換修繕仕様書

1	修繕名称	鴨居老人福祉センター加圧給水ポンプユニット交換修繕仕様書
2	施行場所	鴨居老人福祉センター(横須賀市鴨居3丁目11番11号)
3	修繕物件	加圧給水ポンプユニット
4	修繕内容	1階機械室内の加圧給水ポンプユニットについて、交換する修繕。 ※詳細は、別記特記仕様書のとおり。
5	履行期間	契約の日から令和2年3月31日まで
6	特記事項	別記特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない ② 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	福祉部高齢福祉課 清家 電話 046-822-8255

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

鴨居老人福祉センター加圧給水ポンプユニット交換修繕特記仕様書

1 目的

鴨居老人福祉センター機械室内に設置してある加圧給水ポンプユニットについて、交換修繕を行うもの。

2 指定物品

新設する加圧給水ポンプユニットは以下の製品とする。

規 格：株式会社荏原製作所製 25BIPME5.4S

給水量：160L/min

全揚程：17m

呼び出力：0.4kW

3 修繕場所

別紙位置図をご参照。

4 作業内容

- (1) 指定物品の製作及び据付
- (2) 機器の運転に必要な配管および配線の接続
- (3) 既設給水ポンプユニット及びその配管等撤去並びにその処分
- (4) 試運転、調整を含む各種試験
- (5) その他上記に伴う諸作業

5 作業日時

日曜日の午前9時から午後16時の間に作業を行うこと。

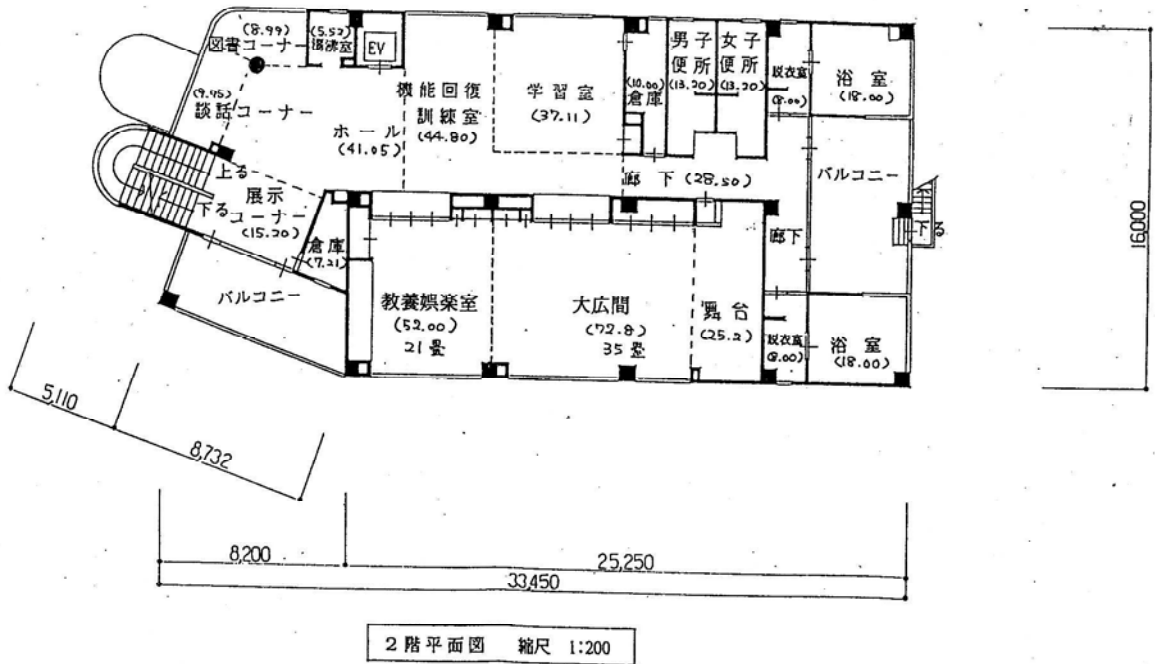
※ただし、納期の都合により日曜日の作業が不可能な場合は、事前に監督員へ許可をとるものとする。

6 注意事項

- ・作業の際は、各作業に必要な知識、経験、資格を有する者が行い関係法令を順守すること。
- ・資材及び廃材の保管場所や搬入出経路については、監督員と協議すること。
- ・請負者は修繕作業にあたって、事故の予防に努めること。作業を行う際は周辺機器等に支障がないよう養生を行うこと。

- ・撤去品や廃棄物等（付属品等がある場合は、それも含む。）は、請負者が引き取り、関係法令に基づき、適正に処分すること。
- ・請負者が作業中に事故が発生したとき、建物及び付帯設備等を棄損したときは、直ちに市監督員へ連絡し、その指示に従い対応すること。
- ・取り外した既存部品及び作業により発生したごみや梱包材等は請負者が引き取ること。
- ・この仕様書に記載のない事項等については、両者協議の上決定するものとする。

鴨居老人福祉センター



鴨居老人福祉センター 鴨居老人デイサービスセンター

